

令和7年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

6 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和7年4月分)	・・・	1
2. 運行管理者試験のご案内	・・・	5
3. 「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」について	・・・	7
4. 全ト協優秀運転者顕章について	・・・	16
5. 助成金制度説明会のご案内	・・・	20
6. 健康管理セミナーのご案内	・・・	22
7. 乗務員講習会のご案内	・・・	24
8. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・・・	29
9. 熱中症対策の義務化について	・・・	32
10. 不正改造車排除運動強化月間について	・・・	40
11. 令和7年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領	・・・	42
12. 「eナスバ」スタートのお知らせ	・・・	44
13. 陸災防香川県支部の皆様へ	・・・	45
14. 香川県トラック協会令和6年度事業報告書等の提供について	・・・	46

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和7年4月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和7年4月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和7年4月の運賃指数の概要

1. 令和7年4月の運賃指数は、前月比6ポイント減、前年同月比7ポイント増の137となった。
2. 4月末現在の求車登録件数は、136,538と前年同月比11,215減(7.6%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,606
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	24,945

※令和7年度は令和7年4月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

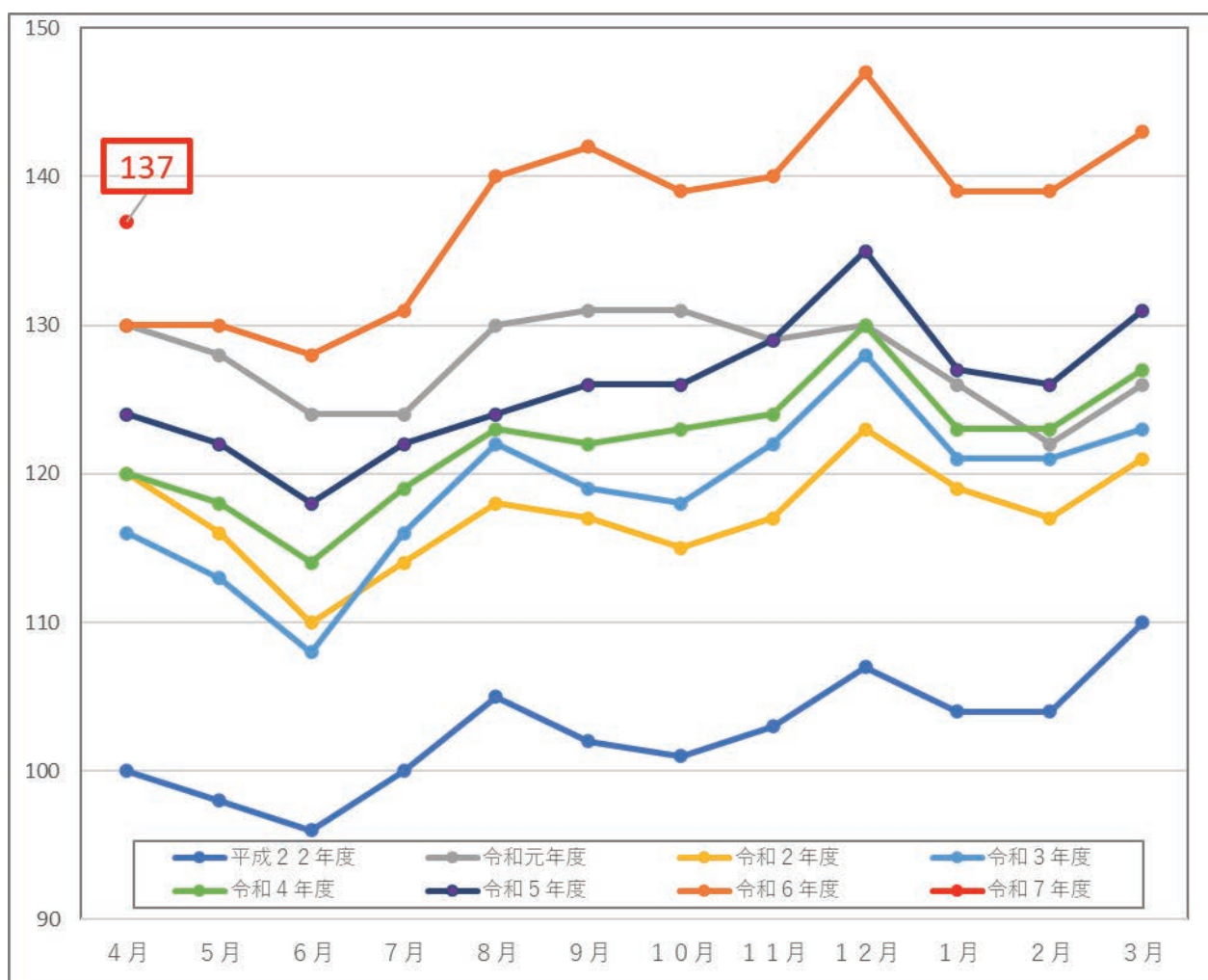
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,916,456	136,538

荷物情報 (求車)	令和7年4月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	136,538	-11,215	-7.6%	-57,547	-29.7%
成約件数	24,764	895	3.7%	-906	-3.5%
成約率	18.1	2.0ポイント	—	4.9ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	143
令和7年度	137											

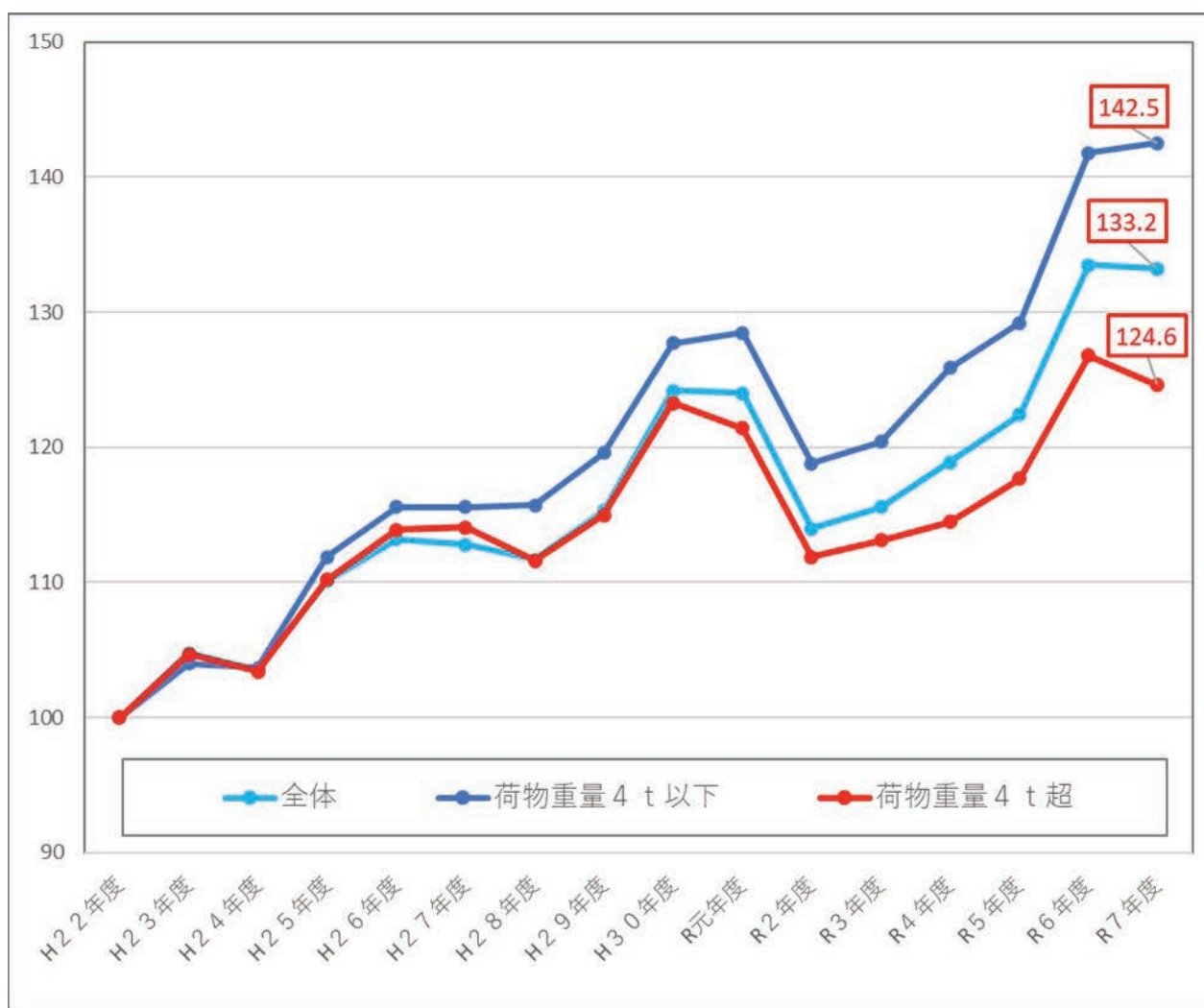


※グラフは平成23年度～平成30年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	133.5	133.2
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	141.8	142.5
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.8	124.6



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 戸塚
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL 03-3357-6068

令和7年度 第1回 運行管理者試験のご案内

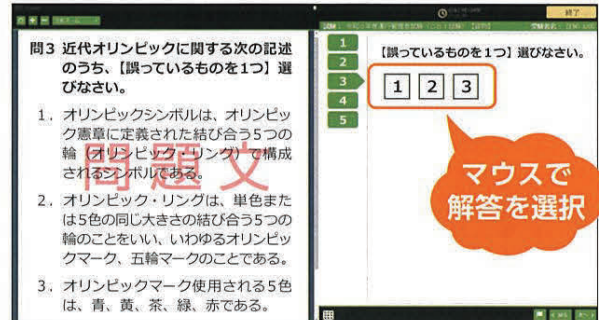
試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。
また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

会場・日時選択	
検索条件	
試験日	年 月 日
予約可能期間: 2025/03/05 ~ 2025/04/27	
国選択	Japan
地域選択	
会場名	

【検索結果】	
試験日 2025/04/22	
☐ 空席あり ☐ 若干の空席あり ☐ 選択不可 ☐ 非開催	
ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。	
○JPM3 / 御茶ノ水ソラシティC	
9:15	10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30
○JPM4 / 御茶ノ水ソラシティD	
9:15	10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申し込むことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和7年6月9日(月) ~ 令和7年7月9日(水)

試験期間

令和7年8月2日(土) ~ 8月31日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。
(試験結果は9月17日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請: 660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請: 860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料: 140円 (税込)

受験資格

実務経験者

- ・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者

- ・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和7年7月23日までに修了) した方

CBT 試験の流れ

受験申請サイト

STEP 01

受験の申請

申請情報入力



受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
 - 申請情報の入力
 - 受験資格情報の入力
- *実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。
*基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。
- 本人確認書類・顔写真のアップロード

申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。

***申請の受付期限までに STEP1 の手続きを完了してください。**

STEP 02

書類の審査

審査中



提出書類の審査が完了するまでお待ちください。審査は1週間～10日ほど時間がかかります。

***基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和7年7月23日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。**

STEP 03

書類審査完了のご案内



提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

***審査完了後は、所定の期日までに会場・日時の予約が必要です。**

STEP 04

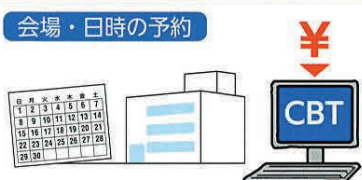
CBT試験専用サイトへアクセス



「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールに記載されている受験申請サイト内のマイページにアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配布番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約/受験手数料等の支払」ボタンを押し、CBT 試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押して、会場予約を開始してください。

STEP 05

試験会場と日時の選択・お支払



希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

***支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和7年8月1日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。**

***支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和7年8月1日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。**

STEP 06

申請手続完了



入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

***受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、下記問い合わせ先の運行管理者試験コールセンターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。**

STEP 07

試験当日



受験確認書メールに記載された試験日の受付締切時間までに、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、受付締切時間、注意事項等についてご確認ください。)

***試験当日、受付締切時間に遅れたり、顔写真付き本人確認書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。**

***試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。**

CBT試験専用サイト

試験当日

CBT試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



【お問い合わせ】運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400

(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
*オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和7年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省では、運行管理業務において優良であると認められる運行管理者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とした標記表彰制度を設けております。

つきましては、標記制度認定要件に該当する運行管理者を推薦される場合は、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を6月13日（金）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 表彰基準（詳細は「自動車運送事業の運行管理者表彰制度について」を参照）
自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事している者（連続した10年でなくても可。また事業者が同一でなくとも可）
2. 功績等要件
 - （1）運行管理者の業務を十分に理解し的確に実施している者であること。
 - （2）運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績を有する者であること。（その功績を証明する書類も添付すること）
 - （3）勤務状態等が優良な者であること。
3. 提 出 先 一般社団法人香川県トラック協会 管理課
〒760-0066 高松市福岡町3丁目2-3
4. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 大三島）
電話番号 087-851-6381

以上

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」について

1. 認定要件

「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋

(表彰の事由) 第4条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事し、管内における自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せず輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

(1) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者

(2) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者

(3) 運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者

(4) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

(所定期間等) 第5条

前条における所定期間は、この規程の適用日以降の日から起算して5年間とする。

2 ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。

(1) 前条第1号又は第2号に該当した場合にあっては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して5年間

(2) 前条第3号に該当した場合にあっては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して5年間

(3) 前条第4号に該当した場合にあっては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して5年間

3 前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、4月1日現在における経過期間とする。

2. 提出書類

事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を2部（うち1部は写しでも可）添えて推薦するものとする。

- （1）候補者が欠格事由に該当しない者であることを証する書面（2号様式）
- （2）候補者の功績調書（3号様式）
- （3）候補者の履歴書（4号様式）
- （4）候補者の過去5年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
- （5）候補者の刑罰等に関する自認書（5号様式）

※2号から5号様式については、別添の様式を参考に作成ください。

3. 用語等の定義及び取消・雑則について

四国運輸局香川運輸支局「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋

（定義）第3条

（1）『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』

定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。

（2）『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』

関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等事実上名目だけの運行管理者である者を除く。

（3）『勤務状態等が優良』

無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。

（4）『道路交通法第108条の34に基づく通報のあった事故及び違反』

「道路交通法第108条の34に基づく通知の強化措置への対応について」（平成15年1月30日付け国総貨複第162号、国自総第439号、国自旅第189号、国自貨第73号）に基づく通報がなされる事故及び違反をいう。

（5）『重大事故』

自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）第2条第1号から第10号及び第13号から第15号に規定する事故をいう。

（6）『運行管理上最も責任ある者』

前2号の事故及び違反を引き起こした運転者の当該運行開始時における点呼やその他指示を行った者若しくは当該事故の自動車事故報告書の運行管理者欄に記入されている者をいう。

(7)『運行管理者資格者証の返納の処分等』

運行管理者資格者証の返納命令発令基準に基づく返納命令、警告及び勧告をいう。

(8)『行政処分等』

輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、自動車その他輸送施設の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消処分をいう。

なお、「行政処分等を受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

(表彰の取消) 第9条

支局長は、この表彰を受賞後、当該受賞者が当該表彰を受けることが適当でないと判断される事実が判明したときは、当該表彰は取り消すことができる。

(雑則) 第10条

候補者の選考にあたっては、次のことに留意する。

(1) 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く、表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。

(2) 候補者が次の①に該当する場合は、表彰の対象としない。また、候補者又は当該事業者が、次の②に該当する場合は、原則として、一定の期間表彰の対象としないこととする。

① 破産者

② 訴訟が継続中の場合、最近において事故、事件等があった場合、法令違反等により行政上または司法上の取調べ、立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような新聞、雑誌等に報道された場合等

(2号様式)

証 明 書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(候補者の)

本 籍 (郵便番号)

現 住 所 (郵便番号)

氏 名

生年月日

上記の者について、 年 月 日から 年 月 日の間
における以下の各事項には該当しないことを証明します。

1. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者へなされた道路交通法第108条の34に基づく通報について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
(当通報がなかった場合はその旨を記載)
2. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
(当事故がなかった場合はその旨を記載)
3. 運行管理者資格者証の返納処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者であること。
4. 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けていること、又は受けるおそれがあること。

令和 年 月 日

事業者名

代表者名

印

香川運輸支局長 殿

(3号様式)

功 績 調 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字画を記載)

生年月日 (年齢)

1. 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績について
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

2. 運行管理業務を十分に理解し、適確に実施していることについて
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

3. 勤務状態が優良であることについて
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(4号様式)

履 歴 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字面を記載)

生年月日 (年齢)

1. 学 歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

2. 職 歴 (始期・終期及び商号変更、名称変更等は明確に記載のこと)

(1) 業務歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(2) 団体歴

(3) 公職歴

(4) その他

3. 賞 罰

(5号様式)

自 認 書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

1. 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む）

有 無 (いずれかを○で囲む)

2. 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

有 無 (いずれかを○で囲む)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

印

(6号様式)

推 薦 書

(候補者の)

現住所

氏 名

生年月日

上記の者は、自動車運送事業の運行管理者として、成績操行とも優良であると認められるので、香川運輸支局長表彰を授与されたく関係書類を添えて推薦いたします。

令和 年 月 日

団体名

会長名

印

香川運輸支局長 殿

令和7年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記顕章候補者の推薦基準に達した従業員がいらっしゃいましたら、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を7月25日（金）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、受賞歴があるなど重複推薦とならないよう予めご留意ください。

敬具

記

1. 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故・無違反であった者

- (1) 金十字章 満20年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
- (2) 銀十字章 満10年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）

2. 「無事故・無違反についての基準」

- ①人身に係る事故を起こした者
 - ②物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - ③事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
- 以外の者とし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

以上

優秀運転者顕章候補者推薦に係る留意事項

1. 記入方法

別添1の推薦書に、候補者名（ふりがな併記）、生年月日、事業所名、章の種類、無事故・無違反歴（開始年月日及び期間）、運転免許証番号（12桁）を正確に記入してください。
なお、過去に受章歴がある場合は、備考欄にご記入（〇〇年〇章）ください。

※無事故・無違反期間については、開始年月日から令和7年（2025年）5月末までの期間とします。期間については、以下の基準の概要及び別紙早見表（参考）をご覧ください。

基準の概要

章の種類	無事故・無違反開始年月日
○金十字章（満20年以上）	平成17年(2005年)6月1日以前
○銀十字章（満10年以上）	平成17年(2005年)6月2日から (平成27年(2015年)6月1日まで)

2. 提出方法及び提出書類

原則メールにて提出ください。（書類データが必要な場合もお問い合わせください。）

メールでの提出が難しい場合は、郵送いただいても構いません。

受章者選考の迅速かつ正確な処理のため、次の3点に注意されご提出願います（特に②については、ご提出の際の推薦書の落丁を防ぐためにも、必ず全てのページにご記入願います）。

- ① 候補者を事業所ごとにまとめてください。
- ② 推薦書の全ページに「通し番号（ページ番号）」を振ってください。
- ③ 提出時のメールの件名は「優秀運転者顕彰候補者推薦について」としてください。

（提出書類）

- 1) 「優秀運転者顕章」候補者推薦書（別添1）
※過去に受章歴がある場合は、別添①の備考欄に記入（〇〇年〇章）ください。
- 2) 無事故無違反が証明できるもの
※自動車安全運転センター発行「無事故無違反証明書」や「SDカード」など
※締日は基準日である令和7年5月31日以降のものをご提出ください。

3. 問合せ先・提出先

一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 大三島）

（電話番号）087-851-6381

（住所）〒760-0066 高松市福岡町3-2-3

（メールアドレス）ohmishima@kagawa-truck.jp

※提出のほか書類データが必要な場合も、ご利用ください。

4. 提出期限

令和7年7月25日（金）（締切厳守）

以上

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(香川県トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）												備 考		
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和7年 5月 末日														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和7年 5月 末日														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和7年 5月 末日														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和7年 5月 末日														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和7年 5月 末日														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和7年 5月 末日														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和7年 5月 末日														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和7年 5月 末日														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和7年 5月 末日														号	

推薦者名簿の通し番号

ページ

○金章…平成17年6月1日以前

○銀章…平成17年6月2日から平成27年6月1日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

記入例

「優秀運転者顕章」候補者推薦書 (香川県トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（１２桁）	備 考
ぜんにほん たろう 全日本 太郎 昭平 34年 1月 1日生	(株) 全ト協運輸 新宿営業所	金	自 昭・平 8年 4月 1日 29年 至 令和7年 5月 末日	第 ■■■■■■■■■■ 号	
ぜんにほん じろう 全日本 次郎 昭平 44年 7月 1日生	(株) 全ト協運輸 新宿営業所	銀	自 昭・平 18年 9月 1日 18年 至 令和7年 5月 末日	第 ◆◆◆◆◆◆◆◆ 号	
			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	第 号	
			自 昭・平 年 月 日	号	
			自 昭・平 年 月 日	号	
			自 昭・平 年 月 日	号	
			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	第 号	
			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	第 号	
			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	第 号	

記入例

推薦者名簿の通し番号 1 ページ

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

○金章…平成17年6月1日以前
○銀章…平成17年6月2日から平成27年6月1日まで

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和 7 年度 香ト協助成金制度説明会のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、下記のとおり開催いたしますので、業務ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

なお、ご出席の連絡は、別添の参加申込書にご記入のうえ、F A X（087-821-4974）にて 6 月 9 日（月）までにご返信をお願い致します。

敬 具

記

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 13 日（金）13 時 30 分 ～ 15 時 30 分（予定）
6 月 16 日（月）13 時 30 分 ～ 15 時 30 分（予定）

2. 開催場所 6 月 13 日（金）：四国交通共済会館 大ホール
坂出市番の州公園 6 番 6 号

6 月 16 日（月）：香川県トラック総合会館 5 階大会議室
高松市福岡町 3 丁目 2 番 3 号

3. 議 題 (1) 令和 7 年度 香ト協助成金制度の概要について
(2) その他

一般社団法人 香川県トラック協会 宛

参 加 申 込 書

「令和 7 年度助成金制度説明会」に参加します。

事 業 者 名	
営 業 所 名	
出 席 希 望 者	
参 加 希 望 日 (○印記入)	・ 6 月 1 3 日 (金) 定員 80 名 ・ 6 月 1 6 日 (月) 定員 50 名

※出席を希望される事業所は 6 月 9 日 (月) までに、香ト協
FAX (087-821-4974) へご返信願います。

以上

令和7年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人 香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣
(公 印 省 略)

令和7年度 健康管理セミナー 改訂版「健康起因事故防止マニュアル」と健康経営の解説について

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、当協会では標記セミナーを開催することとなりました。

ドライバーに健康で長く働いてもらうために、本セミナーでは定期健康診断の結果からハイリスク者を見つけ、確実にフォローアップすることが重要であることを理解し、全日本トラック協会が作成した改訂版「健康起因事故防止マニュアル」に基づき、「運輸ヘルスケアナビシステム®」を活用した健康診断結果のフォローアップの手法を学びます。また、定期健康診断結果をフォローアップし従業員の健康を確保する取り組みが人材確保・定着、組織の活性化や生産性の向上等の効果をもたらす「健康経営」につながることにについても併せて説明いたします。

さらに、高齢ドライバーにおける健康と安全対策のポイントや、睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策の基本的な知識についても学び、健康管理対策の充実強化を図ることといたします。

つきましては、ご多用の折りととは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和7年6月24日（火） 13：30～16：00
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階 大会議室
3. 講 師 NPO法人ヘルスケアネットワーク 保健師 安島なつき氏
4. 内 容 (1) 健康経営について（動画視聴）
(2) 健康起因事故防止マニュアル解説①
(3) 健康起因事故防止マニュアル解説②
5. 対 象 者 経営者、管理者、総務担当者等
6. 募集人数 定員40名（申込期限：先着順。定員になり次第締め切ります）
7. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
8. 主 催 (公社) 全日本トラック協会、(一社) 香川県トラック協会
9. そ の 他 Gマーク取得申請の加点対象です。（管理者1点、ドライバー3点）

令和 年 月 日

(一社)香川県トラック協会 管理課 あて

FAX 087-821-4974

令和7年度健康管理セミナー
改訂版「健康起因事故防止マニュアル」と健康経営の解説について
参加申込書

日 時 : 令和7年6月24日(火) 13:30~16:00
場 所 : 香川県トラック総合会館 5階 大会議室

事業所 支店・営業所名		
所在地		〒
電話番号		
FAX番号		
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	
代表者メールアドレス		@
事前に質問があれば ご記入ください		

〈締 切 日〉 令和7年6月16日(月曜日)
※ ただし、定員になり次第、締め切らせていただきます。

令和7年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和7年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員一般講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費 用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和7年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 256 回	6 月 28 日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町 3 丁目 3-6
	第 257 回	6 月 28 日（土） 13:30 ～ 16:30	

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第 256 回 (AM) ・ 第 257 回 (PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第 256 回 (AM) ・ 第 257 回 (PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		

参加希望講習 (○印記入)	第 256 回 (AM) ・ 第 257 回 (PM)	中型 小型
------------------	-----------------------------	--------------

※ 香ト協 (F A X 087 - 821 - 4974) へ申し込みください。

令和 7 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和 7 年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者

※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。

4. 費 用 無料

5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。

6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和7年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓ 印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第118回	令和7年 9月13日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第119回	9月13日（土） 13:30 ～ 16:30	

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第 118 回 (AM) ・ 第 119 回 (PM)		
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第 118 回 (AM) ・ 第 119 回 (PM)		
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第 118 回 (AM) ・ 第 119 回 (PM)		

※ 香ト協 (F A X 087 - 821 - 4974) へ申し込みください。

令和 7 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・8 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

< 初任運転者講習会 >

第1回 令和7年 4月10日(木)	第5回 10月9日(木)
第2回 6月5日(木)	第6回 12月4日(木)
第3回 7月10日(木)	第7回 令和8年 1月22日(木)
第4回 9月11日(木)	第8回 2月5日(木)

< 事故惹起運転者講習会 >

第1回 令和7年 5月22日(木)	第5回 令和8年 1月15日(木)
第2回 7月3日(木)	第6回 3月5日(木)
第3回 9月18日(木)	
第4回 11月6日(木)	

2. 開催時間 9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受 講 料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 2 0 名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。
予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和7年 4月10日 (木)		10月 9日 (木)
	6月 5日 (木)		12月 4日 (木)
	7月10日 (木)		令和8年 1月22日 (木)
	9月11日 (木)		2月 5日 (木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和7年 5月22日 (木)		令和8年 1月15日 (木)
	7月 3日 (木)		3月 5日 (木)
	9月18日 (木)		
	11月 6日 (木)		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会 社 名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

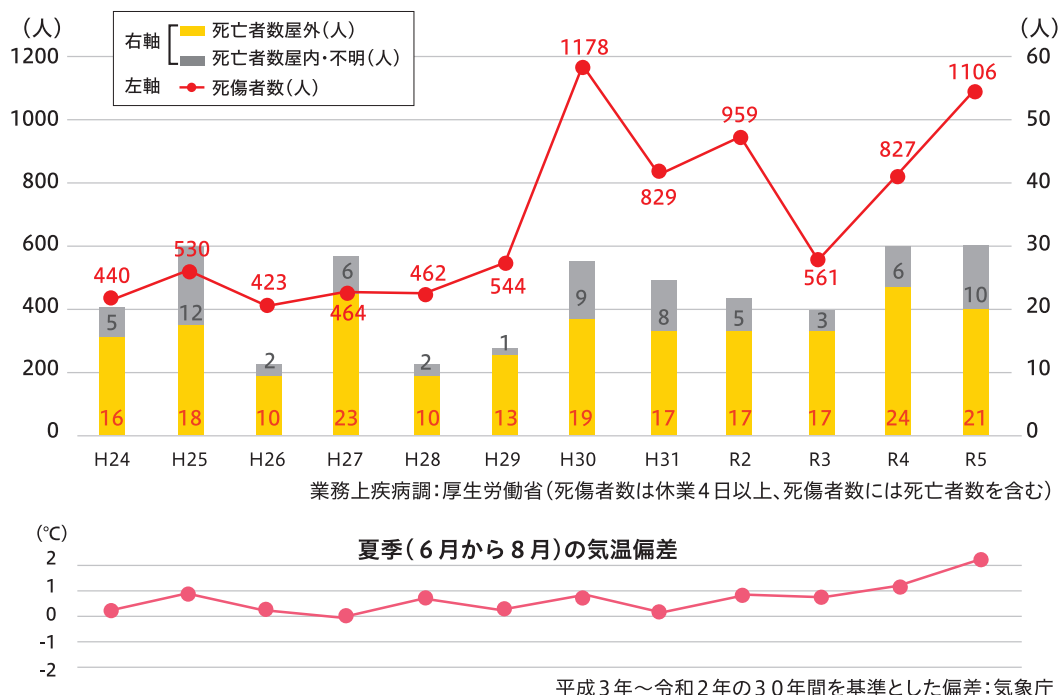
※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり

(1)
発見の遅れ

重篤化した
状態で発見
78件

(2)
異常時の
対応の不備

医療機関に
搬送しない等
41件

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WGBT値(暑さ指数)の活用

WGBT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWGBT基準値を把握。

WGBT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWGBT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWGBT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WGBT基準値より低いWGBT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WGBT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWGBT値の目安の値	
		暑熱順化者のWGBT基準値℃	暑熱非順化者のWGBT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

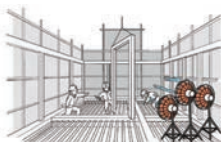
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WGBT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

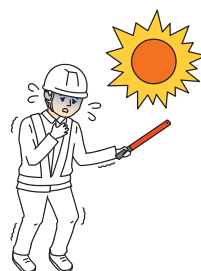


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

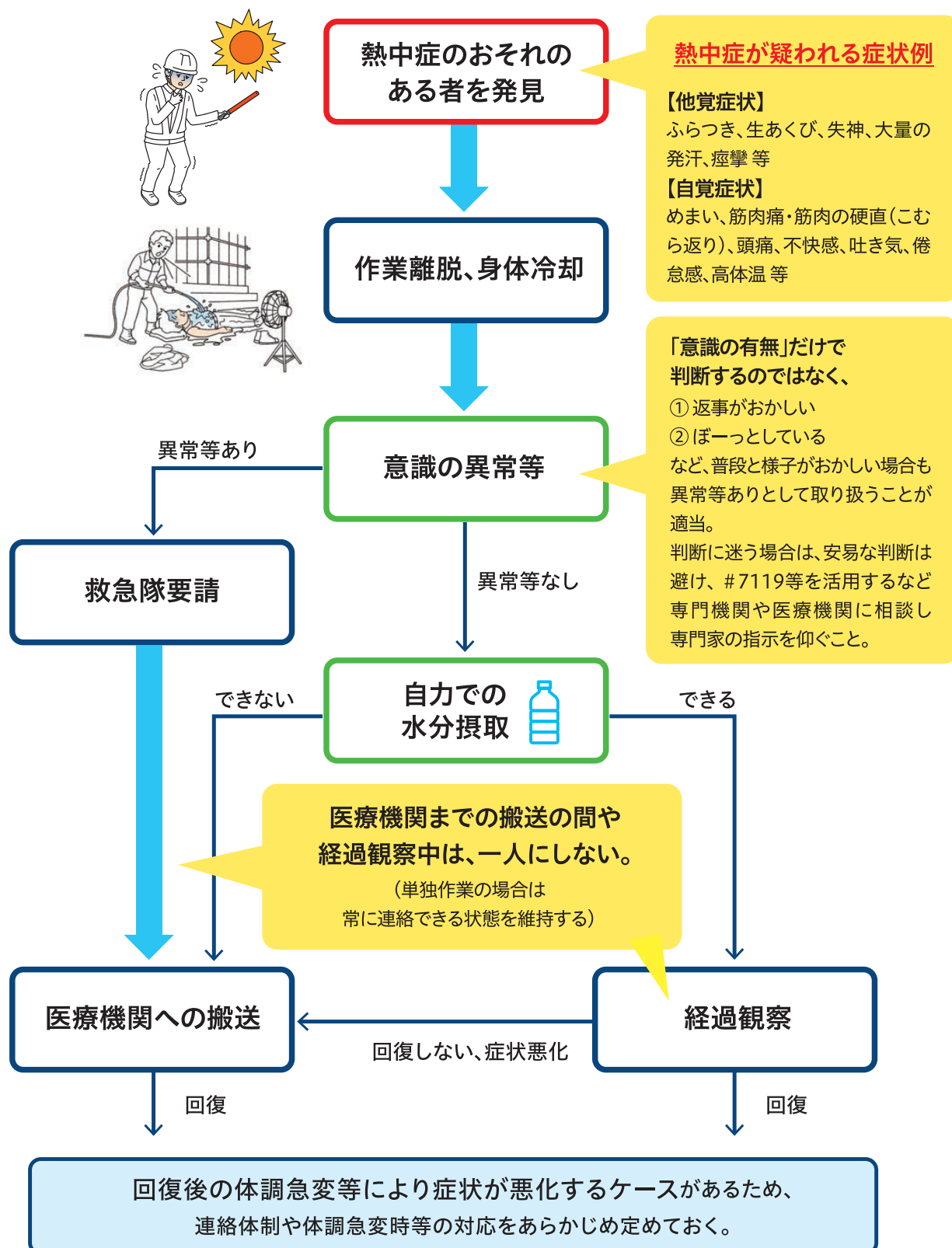
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

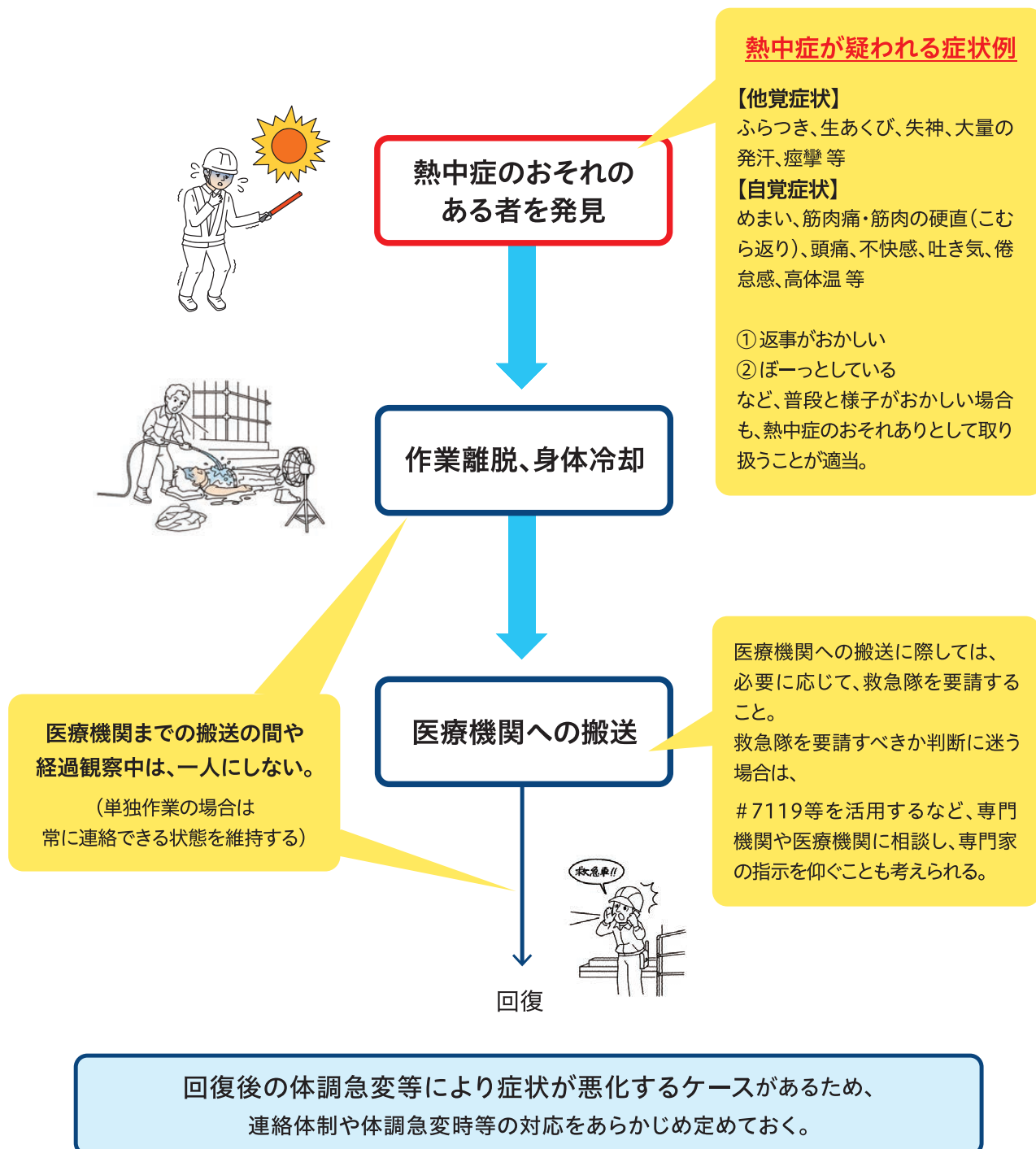
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名：本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

不正改造は**犯罪**です!! 「知らなかった」では済まされません。

! このような改造は**不正改造**です。

① 基準不適合マフラーの装着/ 消音器の取り外し

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。



② 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

③ タイヤ及びホイールの車体(フェンダー) 外へのはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。
また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



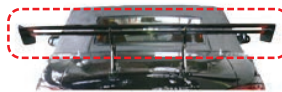
④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの 着色フィルム等の貼付

(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

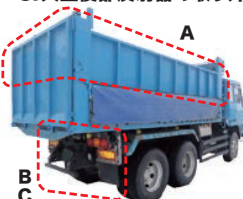


⑤ 基準外ウイングの取り付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

⑥ A. 荷台さし枠の取り付け・燃料 タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取り外し C. 大型後部反射器の取り外し



⑦ 速度抑制装置(スピードリミッター) の解除・取り外し



あなたの自己満足のために
多くの人が迷惑しています。

不正改造は犯罪です。



○ 不正改造車の使用者 整備命令の発令

○ 不正改造の実施者 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会
(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会連所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標販協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルのポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会、(一社)日本 RV 協会

www.tenken-seibi.com

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



不正改造チェック項目

乗用車

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

サスペンション

- 切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯

- 白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯

- 白色であるか

後退灯

- 白色であるか

尾灯

- 赤色であるか

制動灯

- 赤色であるか

方向指示器

- 橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器

- 赤色であるか

ウイング

- 側方への翼形状を有していないか
- 確実に取り付けられているか
- 鋭い突起がないか
- その付近の最外側、最末端とならないか 等

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付をしていないか
- 前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー

- 鋭利な突起がないか
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

警告器

- 音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火

- 赤でないか ○点滅しないか
- 光度300cd以下であるか

タイヤ

- 回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

- 運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

貨物車

回転灯

- 緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
- 道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

禁止灯火

- 走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）

- 土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
- 荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であるか

二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）

- 規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置

- 自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

- 貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

二輪車

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

不正改造は犯罪です！

令和7年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和7年4月22日
(公社) 全日本トラック協会

1. 目 的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として多くの方が事故の被害に遭われている状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色や点灯状態が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台へのさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

4. 実施内容

- (1) 全ト協機関紙「広報とらつく」に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及び自主点検票を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する。

5. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 全ト協「広報とらつく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各地方トラック協会の運動については、各都道府県トラック協会の強化月間終了後、実施結果を別添4により、速やかに全ト協交通・環境部あてに提出するようお願いいたします。

以 上



めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

令和7年4月
高松主管支所

「e ナスバ」スタートのお知らせ

運行管理者指導講習が e ラーニングで受講可能に

運行管理者指導講習について、ナスバでは、新たに国土交通省より e ラーニング講習の認定を取得し、これまでの対面・動画視聴講習に加え、令和6年12月から、一般講習及び基礎講習の e ラーニング講習（e ナスバ）を開講いたしました。

「e ナスバ」では、AI による本人認証等の不正受講防止対策を行い、対面等の講習と同等の水準での指導講習を提供、インターネットを利用し、お手元のカメラ付きパソコン・タブレット等から、いつでも任意の場所で受講いただけます。

受講者の皆様方の利便性に大いに資するものとなっておりますので、ぜひご利用ください。

受講者の皆さまの利便性が大幅にアップします！

1. どこでも、くりかえし受講可能

自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講できます。
さらに、受講期間内であれば確認したい講義をくりかえし受講可能です。

2. 自由なスケジュール ※1

受講期間内であれば、好きな時間に受講可能です。忙しい日常にも柔軟に対応できます。

3. 移動時間の節約

講習会場への移動が不要なので、時間を有効に使えます。

4. 簡単なキャッシュレス決済 ※2

受講料はクレジットカードやペイジーによる事前決済なので、手続きがスムーズです。

5. 領収書や修了証明書も「e ナスバ」から出力

領収書や修了証明書はご自身でマイページから出力できます。

※1 受講期間は、受講する月の1日から30日間をいいます。例えば、8月受講の場合、8/1から受講が可能となり、8/30までに受講を完了する必要があります。（受講期間を任意に設定することはできません。）

また、申込期間は、受講する月の前々月中旬から前月初旬となります。詳細期日は、ナスバHPをご参照ください。

※2 交付金（各協会による受講料等の助成）については、香川県バス協会、香川県トラック協会までお問い合わせください。

e ナスバ（e ラーニング講習）の申込み URL

https://www.nasva.go.jp/fusegu/moushikomi_shidou.html

※ 従来からの対面（動画視聴）講習も、こちらからご予約できます。



広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A X にてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251



令和 6 年度事業報告書の提出

- ①事業報告書
- ②正味財産増減計算書（統括表）
- ③貸借対照表（統括表）
- ④公益目的支出計画実施報告書（抜粋）
- ⑤監査報告書

一般社団法人香川県トラック協会

令和6年度事業報告

一般社団法人香川県トラック協会

I. 事業概要

令和6年度の我が国経済は、コロナ禍からの経済活動正常化に伴い、緩やかに回復しているものの、外需が伸び悩む中、内需の弱さが目立っている。約30年ぶりとなる高水準の賃上げが行われたが、賃金上昇は物価上昇に追い付いておらず、実質賃金の減少が続いており、個人消費は力強さを欠いている。このほか、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響にも引き続き警戒が必要となっている。

また、我が業界においては、慢性的な人手不足に加えて燃料価格や資材価格の高騰の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。「2024年問題」に直面する一方で、令和7年4月施行の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法への対応が急務となっている。

こうした状況下において、香川県トラック協会では、緊急物資備蓄や緊急時連絡設備の整備などの緊急物資輸送体制整備事業、巡回指導やトラック・物流Gメンとの連携を図るなどの適正化事業、各種乗務員講習会や交通安全啓発、安全装置等の導入促進などの交通安全対策事業、低公害車導入促進などの環境対策事業、健康診断受診助成や免許取得促進などの経営改善対策事業、ホームページの活用や業界外への啓発活動のためのCMや広告掲載などの広報・サービス改善事業を推進してきた。また、全日本トラック協会と連携し、自動車関係諸税の簡素化・軽減化、高速道路料金の引下げ等を要望してきた。

II. 期末の現況（令和7年3月31日現在）

1. 会員総数 601会員（期中 入会数8社 退会数13社）
2. 保有車輛数 12,708両（前年度保有車両数 12,837両）
3. 役員数 理事32名 監事3名
4. 委員会、支部等の組織

①常設委員会（7委員会）

総務委員会、適正化事業委員会、交通対策委員会、環境対策委員会、
経営改善委員会、災害対策委員会、交付金地方運営委員会

②支部（9支部）

高松第1支部、高松第2支部、高松第3支部、高松第4支部、坂出支部、
仲多度支部、三豊支部、大川支部、小豆島支部

③部会（7部会）

セメント部会、ダンプ部会、重量部会、特別積合部会、引越部会、
タンクトラック部会、女性部会

④協議会（1協議会）

青年協議会

Ⅲ. 総会・理事会の開催状況

開 催 日	内 容
令和6年 6月10日（月）	第51回通常総会（於：ホテルパールガーデン） 1. 令和5年度事業報告及び同収支決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書）承認の件 2. 令和6年度事業計画及び同収支予算報告の件
令和6年 5月13日（月）	第1回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 新入会員承認の件 2. 令和5年度事業報告（案）、同収支決算（案）及び公益目的支出計画実施報告書承認の件 3. 令和6年度収支予算の一部変更承認の件 4. 運輸政策研究会等総会に提出議案承認の件 5. 第47回近代化基金融資申込公募要領（案）承認の件
7月23日（火）	第2回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 新入会員承認の件 2. 第47回近代化基金融資推薦承認の件 3. 職務執行状況報告の件
9月24日（火）	第3回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 第47回近代化基金融資推薦承認の件
11月29日（金）	第4回理事会（於：ホテルパールガーデン） 1. 新入会員承認の件 2. 第47回近代化基金融資推薦承認の件 3. 職務執行状況報告の件
令和7年 3月 5日（水）	第5回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 新入会員承認の件 2. 第47回近代化基金融資推薦承認の件 3. 令和7年度事業計画（案）承認の件 4. 令和7年度収支予算（案）承認の件 5. 令和6年度交付金事業計画及び資金計画補正承認の件 6. 常勤役員の定年延長承認の件 7. 第52回通常総会開催（案）承認の件 8. 就業規則変更承認の件

IV. 事業活動

1. 緊急物資輸送体制整備事業

- (1) 国や県が実施した防災訓練や演習に積極的に参画し、緊急輸送要請に迅速に対応できるよう輸送体制と情報連絡体制の整備を図った。

【実動訓練実績】 3 件

開催日	訓練名	内 容
令和 6 年 7 月 24 日(水)	支援物資物流訓練 (会場：サンメッセ香川他)	県庁職員の輸送スキル向上のための訓練
8 月 6 日(火)	支援物資物流訓練 (会場：多度津町高見島他)	県庁職員等の孤立集落等への支援物資輸送訓練
10 月 27 日(日)	香川県総合防災訓練 (会場：消防学校、内海港県有埋立地)	香川県と市町との合同訓練

【連絡訓練実績】 1 件

開催日	訓練名	内 容
令和 6 年 10 月 31 日(木)	家畜伝染病防疫演習（情報伝達） (主催：香川県)	鳥インフルエンザ発生に備えた危機管理体制強化訓練

【物資輸送実績】 2 件

対応日	災害名	内 容
令和 6 年 11 月 26 日(火)	鳥インフルエンザ (所在地：三豊市)	液体凝固剤輸送 (2 両、フォーク 1 台)
令和 7 年 1 月 7 日(火)	鳥インフルエンザ (所在地：三豊市)	防疫資機材輸送 (2 両)

【会議一覧】 1 件

開催日	会議名	内 容
令和 6 年 11 月 7 日(木)	災害に強い物流システム構築に関する担当者連絡会	四国運輸局が主催する会議

- (2) 自治体の要請に対応するため、災害物流の専門家を養成する研修会を開催した。

開催日	会議名	内 容
令和 6 年 11 月 14 日(木)	災害物流専門家研修 (輸送特化型)	全ト協と共催し災害物流専門家の育成を図る研修

(3) 災害に備え、水や食料等防災用品を計画的に備蓄した。

香ト協保有備蓄品（令和6年度購入予定分まで）

品目	数量	品目	数量
保存水	1,680 本	車載防災品	48 式
米飯	3,010 食	圧縮タオル	600 枚
缶入りパン	360 缶	ヘッドライト	20 個
カロリーメイト	4,200 個	トイレットペーパー	48 個
野菜ジュース	360 本	簡易トイレ	3,500 個
毛布	3000 枚	消毒液	24 本
歯ブラシ	600 本		

消費期限間近の保有備蓄品を寄贈

実施日	内 容	寄贈先
令和7年1月8日(水)	アルファ米 500 個	特定非営利活動法人 フードバンク香川
	缶入りパン 360 缶	
	カロリーメイト 1,200 個	

2. 貨物自動車運送適正化事業

(1) 事業所への巡回指導に際しては、運輸支局との連携を図り厳正・公平を基本とし、重点指導項目を中心に徹底した指導に努め、各事業所の適正な運営を推進した。

また、運輸支局長からの要請に基づく乗務時間等告示違反事業所に対する特別な指導を実施した。

①巡回指導事業所件数（179 件）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
巡回数	13	12	8	8	14	31	20	18	10	12	15	18	179

②主な指導内容

順位	指導事項	指導件数	(否)数	(否)率 (%)
1	定期点検の実施、記録、保存	174	60	34.5
2	特定運転者に対する特別な指導	126	29	23.0
2	運輸安全マネジメントの実施	174	40	23.0
4	乗務員に対する指導監督	174	39	22.4
5	運行指示書の作成、指示、保存	42	9	21.4
5	特定運転者に対する適性診断の受診	126	27	21.4

- (2) 適正化事業の効果的推進を図るため、適正化事業委員会及び適正化事業実施機関評議委員会を開催するとともに関係機関・団体と連携を図った。

第1回適正化事業委員会	10月31日
第2回適正化事業委員会	2月19日
適正化事業実施機関評議委員会	3月27日

- (3) 全国適正化指導員研修及び各種研修会に指導員を派遣し指導員の資質向上を図った。

①全国適正化指導員研修

安全性評価事業に係る事前説明会	4月5日	1名 (Web1名)
特別研修	11月6,7日	1名
専門研修	12月12,13日	1名
スキルアップ研修	3月14日	2名

②四国ブロック適正化事業指導員研修

小規模グループ研修	8月20,21日	2名
小規模グループ研修	1月28日	4名

- (4) 白トラ情報については、香川運輸支局等と連携し必要な措置を講じた。

白トラ情報は無かった。

パトロール件数 89件

- (5) 輸送の安全確保、輸送秩序の確立及び安全性評価事業（Gマーク）について、荷主等に対する啓発活動を推進した。また、Gマーク認定事業所の協力を得て、Gマークのラッピングを施したトラックの走行を依頼し、業界外にも周知を図った。

- ①10月17日に、荷主団体（19団体）、荷主企業（885社）に「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保及び輸送秩序の確立について」の文書を発送した。

- ②Gマークのデザインを施したラッピングトラックを走行させた。

合計2台が走行中である。

- (6) 過積載防止対策強化月間（11月）に合わせ、関係機関と連携してドライバー等に過積載防止を呼びかける「過積載撲滅キャンペーン」に参加した。

金山トンネル東入口付近（坂出市）	11月12日
善通寺運転免許更新センター前	11月19日

(7) 安全性優良事業所（Gマーク）認定促進に向けた説明会を開催するとともに認定のための助言を積極的に行った。

①5月9日に説明会を実施した。(88名)

令和6年度認定数

新規	初更	2更	3更	4更	5更	6更	合計
11	12	4	18	19	11	14	89

※令和6年12月末の認定事業所数は、279事業所（207事業者）。

②平成26年度創設されたGマークに係る香川運輸支局長表彰（10年継続の認定事業所）について、本年度は10事業所が表彰された。また、四国運輸局長表彰（11年以上継続の認定事業所）については7事業所が表彰された。

(8) 運輸安全マネジメントの普及促進を図るため、事業所に対する巡回指導を通じ積極的に指導した。

調査件数	指導件数
174件	40件

(9) 運行管理者試験の合格率向上を図るため事前勉強会を開催した。

開催日	講師	参加者数
令和6年7月25日(木)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	32名
令和7年1月30日(木)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	27名

(10) 運送事業に関する苦情通報（電話・メール）に対しては、関係機関と連携し改善要請などの必要な措置を講じた。

受付件数 29件（危険運転 27件 その他 2件）

(11) 関係法令等の改正や業界が取り組むべき課題等については、広報誌等で周知するとともに説明会を開催した。

開催日	開催内容	参加者数
令和6年10月22日(火)	「標準的な運賃」活用セミナー	32名
10月29日(火)	改善基準告示解説セミナー	43名
11月13日(水)	過労死等防止対策セミナー	29名
11月26日(火)	職場メンタルヘルスとヒューマンエラー対策セミナー	20名
令和7年2月28日(金)	改正物流法に関する説明会 (※web参加者)	49名 (※122名)

(12) 行政との協議会等に参画し、その取組みに協力した。

①適正化事業推進連絡協議会香川県部会に11回参加した。

②過積載運転撲滅のため、香川県過積載防止対策協議会(10月25日)に参加するとともに、同協議会が主催する過積載運転防止キャンペーンに参加し啓発した。

③四国ブロック適正化事業推進連絡協議会(1月27日)に参加した。

(13) Gマーク認定事業者が、一般利用者や荷主に対してGマーク認定事業所であることをアピールするためのステッカーを登録車両数に応じて助成した。

助成件数
81件

3. 交通安全対策事業

(1) 交通事故防止を広く啓発するため、NEXCO西日本の実施する交通安全キャンペーンに参加するとともに年末に交通安全街頭キャンペーンを実施した。

実施日	開催内容	開催場所
令和6年4月11日(木)	NEXCO西日本 「春の交通安全キャンペーン」	豊浜SA
7月2日(火)	NEXCO西日本 「夕方交通安全キャンペーン」	坂出市立府中こども園
9月20日(金)	秋の全国交通安全運動出発式	県庁ピロティ
9月25日(水)	NEXCO西日本 「秋の交通安全キャンペーン」	津田の松原SA
12月13日(金)	年末交通安全街頭キャンペーン	香川県下6ヶ所

(2) 香川県教育委員会と連携して、県下小学校を対象に交通安全に役立つ事故防止啓発グッズを寄贈した。

寄贈品	寄贈先
こども反射傘	香川県下小学校95校

- (3) 「総合安全プラン2025」に基づき、「飲酒運転」根絶への取組のさらなる強化、「車輪脱落事故」の防止対策の推進を図った。

実施時期	実施内容	備考
令和6年12月	啓発ポスター作製 (飲酒運転撲滅、車輪脱落防止)	会員事業者配布

開催日	開催内容	参加者数
令和7年1月24日(金)	プラン2025目標達成セミナー	23名

- (4) 交通事故防止活動を効果的に推進するため、各種啓発活動を実施した。

実施期間	啓発事項	備考
令和6年3月下旬～4月末	春の交通安全黄色いカード	県内新入学児童に 下敷き配布
	交通安全キャンペーンCM	KSBテレビ
4月6日(土)～15日(月)	春の交通安全キャンペーン	RNCラジオ
8月22日(木)～9月10日(火)	交通マナーアップキャンペーン	RSKテレビ
9月21日(土)～30日(月)	秋の交通安全キャンペーン	RNCラジオ
12月7日(土)	飲酒運転撲滅キャンペーン (名刺広告)	四国新聞
12月1日(日)～1月31日(金)	飲酒運転撲滅キャンペーン	FM香川
12月30日(月)～ 令和7年2月8日(土)	交通安全啓発CM 「1日3回ゆずる運送」	瀬戸内海放送

- (5) 運行の安全を確保するために必要な心構えや法令に基づいた運転に関して遵守すべき事項等、指導・監督指針に基づく乗務員講習を開催した。

一般講習 (3回開催)		ステップアップ講習 (4回開催)	
受講者数	61名	受講者数	84名

- (6) トラックドライバーの交通事故防止を啓発するため、安全運転講習会を各支部で開催した。

開催支部数	参加者数
9 支部	903 名

- (7) 特定の運転者（初任及び事故惹起運転者）に対する特別な指導を行い、運行の安全を確保するための知識や技能の習得を図り、運転行動の改善を促すため講習会を開催した。

初認運転者講習（9 回開催）		事故惹起者講習（6 回開催）	
受講者数	26 名	受講者数	5 名

- (8) 交通事故を撲滅するため管理者等に向けた「事故防止セミナー」を開催した。

開催日	開催内容	参加者数
令和 6 年 9 月 3 日(火)	トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会	23 名

- (9) 法令遵守・運転技能及び点検整備など運転者の技術向上を図るため、香川県トラックドライバー・コンテストを開催した。

開催日	開催場所	出場者数
令和 6 年 6 月 23 日(日)	高松自動車学校	13 名出場 (4 トン部門 6 名、11 トン部門 4 名、トレーラ部門 2 名、女性部門 1 名)

- (10) 県民総ぐるみで参加・実践型交通安全運動として実施される「歩行者ファーストかわがわ」への参加促進を図った。

募集期間	実施期間	申請チーム数
7 月 1 日(月)～8 月 31 日(土)	9 月 1 日(日)～12 月 31 日(火)	305 チーム

- (11) ドライバーの安全運転遂行に関する性格特性等を測定し、その結果に基づく助言と指導を事故防止に活用する適性診断の受診促進を図った。

一般	初任	適齢	合 計
1,874 名	950 名	287 名	3,111 名

- (12) ドライバーの運転経歴を把握し、乗務員教育に活用するため、運転記録証明書の取得促進を図った。

証明書交付数
6,767 枚

- (13) 運行管理者がその職務を遂行し、運行の安全に関して適切な措置が図れるよう運行管理者一般講習の受講促進を図った。

受講者数
897 名

- (14) 整備管理者がその職務を遂行し、運行の安全に関して適切な措置が図れるよう整備管理者選任後講習の受講促進を図った。

受講者数
399 名

- (15) 経営トップから現場の運転者まで、一丸となって安全性の向上を図り、企業全体に安全意識を浸透させるため運輸安全マネジメント認定セミナーの受講促進を図った。

開催日	開催内容	参加者数
令和7年2月7日(金)	陸運事業者のための安全マネジメント研修	24 名

- (16) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の早期発見と適正な治療を推進するため、SASスクリーニング検査の受診促進を図った。

受診者数
419 名

- (17) 健康起因事故防止対策を推進するため健康管理機器（血圧計）の導入促進を図った。

導入台数
11 台

※(公社)全日本トラック協会が全額助成

- (18) 交通事故防止を図るために、安全装置（後方視野確認支援装置等）ならびにドライブレコーダーの導入促進を図った。

装置名		導入数
安全装置		245 基
(内訳)	後方視野装置	211 基
	側方視野確認支援装置	13 基
	アルコールインターロック装置	0 基
	I T 点呼時アルコールチェッカー	20 基
	トルク・レンチ	1 基
ドライブレコーダー		307 基

4. 環境対策事業

- (1) 児童の交通安全と省エネ・環境保全意識啓蒙のため、小学校を対象に「交通安全・省エネトラック授業」を開催した。

開催校数	参加児童数
4 校	416 名

- (2) 地球温暖化対策の一環として、森林保護育成を図ることで、地球温暖化の大きな要因となるCO₂の削減に寄与することを目指し「トラックの森」事業を実施した。

実施場所	綾歌郡綾川町滝宮字藤尾 2927-1
面積	0.41ha
所有者	綾川町滝宮財産区
管理者	香川西部森林組合
植樹	平成 28 年度～平成 30 年度：コナラ 805 本 全ト協：コナラ 60 本サクラ 3 本
下草刈り	8 月 27 日(火)

- (3) 全ト協と連携して、エコドライブの徹底に向けたアイドリングストップ支援機器の普及促進を図った。

装置名	導入数
蓄熱マット	1 基
蓄冷式クーラー等	3 基
エアヒータ	9 基
バッテリー式冷房装置	5 基
合 計	18 基

- (4) 環境保全活動を自主的かつ継続的に推進するため、「グリーン経営」認証に関する取得促進を図るとともに、環境認証制度「グリーン経営」、「ISO14001」等の取得促進を行った。

種別	申請件数		
		新規	更新
グリーン経営	7 件	1 件	6 件
ISO14001	0 件	0 件	0 件
合 計	7 件	1 件	6 件

- (5) 2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策を受けて、CO²を始めとする温室効果ガスの削減や燃料改善による輸送コストの抑制のため、地球環境にやさしい環境対応車及びポスト新長期適合車の導入促進を行った。

導入車両数			
	CNG車	HV車	ポスト車
266 両	0 両	0 両	266 両

- (6) 安定的な物流経路を確保し海陸交通ネットワークを維持し、また、環境負荷の低減効果があるモーダルシフトへの取り組みを図るため、フェリーの利用促進を行った。

利用台数
9,579 台

- (7) 燃料高騰が長期化する中、経済活動を支えているトラック輸送事業者に対し、当該輸送の省エネルギー化を図るため、エコタイヤ導入促進を行った。

利用本数
50 本

5. 広報・サービス改善事業

- (1) 機関紙「香川ニュー物流」を発行したほか、「情報提供」をホームページ上に掲載し、事故防止や法令改正等の情報提供を行った。
- (2) ホームページの管理を徹底し、迅速な情報提供サービスの向上を図った。
- (3) 当協会及び運送業界等への理解を深めてもらうため、また労働力確保を目的としてテレビCMや新聞広告等を利用し積極的に啓発活動を行った。

(テレビCM)

① 「1日3回ゆずる運動」

放送先 K S B瀬戸内海放送

放送日 令和6年8月10日～9月9日、12月30日～令和7年2月8日

(新聞広告)

① 「日本の明日を支えるしごと」

掲載先 四国新聞

放送日 令和7年1月5日

② 「分散引越にご協力を！」

掲載先 四国新聞

放送日 令和7年1月26日

(動画広告)

① 「人材確保」

掲載先 香川県運転免許センター

放送日 令和6年12月31日～令和7年12月30日

- (4) トラック運送業界に対しての理解と関心を広く一般に深めるための「トラックの日」の行事を開催した。

開催日	開催場所	来場者数
令和6年10月14日(日)	国営讃岐まんのう公園	約5,300名

6. 経営改善事業

- (1) 助成金の活用促進を図るため、香ト協が実施する助成制度の実施要領説明会を開催した。

開催日	開催場所	参加者数
令和6年6月14日(金)	四国交通共済会館	54名
6月17日(月)	香川県トラック総合会館	40名
合 計		94名

- (2) 業界内の資質の向上を図るとともに、一般消費者や荷主の皆様にも案内し、業界外に対しても業界への理解を深めてもらうためセミナーを開催した。

開催日	開催内容	参加者数
令和7年1月14日(月)	新春文化セミナー	105名

- (3) 経営者・管理者のレベルアップのため中小企業大学校が行う経営者・管理者向け講座の受講やドライバー等向け講習を行っている安全教育施設への派遣を支援した。

種別	受講者数
中小企業大学校	0名
ドライバー等安全教育	8名
合 計	8名

- (4) 次世代を担う若年労働者に対してトラック運送業界の社会的役割等についてPR活動を行い業界への採用促進を図った。

- (5) 全ト協ならびに香ト協が主催する人材育成及び経営支援対策、事故防止対策等のセミナー・会議等を開催するとともに、支部・専門部会等が開催する経営者・管理者研修会開催費用の一部を助成した。

開催日	開催内容	参加者数
令6年5月10日(金)	外国人特定技能制度に関するオンライン説明会	44名
11月14日(木)、20日(水)	引越基本講習(徳島県、愛媛県)	1(8)名
11月15日(金)、21日(木)	引越管理者講習(徳島県、愛媛県)	4(21)名
令和7年2月14日(金)	DX活用セミナー	18名

※()内は全体参加者数

- (6) 少子高齢化が進む中、トラック運転者の確保・充実を図るため、大型・中型・準中型・けん引免許・フォークリフト資格・はい作業主任者資格の取得促進を図った。

助成内容	取得者数 (※)
大型免許	51 (4) 名
中型免許	13 (1) 名
準中型免許	4 (0) 名
けん引免許	8 (0) 名
フォークリフト	61 (7) 名
はい作業	0 (0) 名
合 計	137 (12) 名

※ () 内は女性数

- (7) 運転者の健康状態に起因する事故並びに労働災害を防止する観点から、定期健康診断受診促進を図った。

助成内容	受診者数
定期健康診断	5,113 名
脳ドック検診	8 名
合 計	5,121 名

- (8) 経営の安定に資するため、金融機関から融資を受ける際に信用保証協会に支払った保証料の一部を助成した。

助成内容	助成数
一般融資	12 件
セーフティネット保障	1 件
合 計	13 件

- (9) 長期低利の融資を推進し、トラック運送事業の近代化・合理化を図るため、車両購入等設備投資に係る利子補給を行った。

助成内容	助成数
一般融資	1 件
ポスト新長期規制等融資	10 件
合 計	11 件

- (10) 国土交通省が運転者不足に対応するための総合的取組の一環として創設した「働きやすい職場認定制度」を普及するため取得促進を図った。

助成内容	助成数
本社	0 件
営業所（支店）等	1 件
合 計	1 件

- (11) 労務・労働問題トラブル、法的トラブルを抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、相談助成を実施することにより、経営改善促進と会員サービスの向上を図った。

7. 税制対策と陳情

- (1) 税制改正・予算に関する要望・陳情等の活動について

令和6年度税制改正の要望については、自動車関係諸税の簡素化・軽減や高速道路料金の引下げ等、全ト協と連携した「令和6年度トラック関係施策に関する要望書」を地元選出の国会議員7名に対して積極的に要望し陳情を行った。

(陳情日 令和6年11月11日、12日、22日)

税制改正・予算に関する要望・陳情等の主な内容は次のとおり

- ①自動車関係諸税の簡素化・軽減等
- ②中小企業投資促進税制の特例措置の延長
- ③高速道路料金等の引下げ
- ④高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの整備・拡充
- ⑤燃料価格高騰への支援
- ⑥物流革新に向けた政策パッケージの対応にかかる支援
- ⑦環境対策及び省エネ対策のための補助
- ⑧交通安全対策のための補助
- ⑨特殊車両通行許可に係る諸課題の改善

8. 福利厚生事業

- (1) グループ保険の維持

会員従業員における不慮の事故等の保証制度としてグループ保険（傷害保険）の維持に努めた。

9. 基金管理運営事業

(1) 近代化基金融資に係る利子補給

トラック運送事業の近代化と合理化を促進するため、運輸事業振興助成交付金をもって造成した近代化基金による近代化基金融資制度において、次のとおり推薦し、利子補給を行った。

○第47回地方近代化基金融資（推薦概要）

ア. 一般融資（利子補給率 年0.5%）

推薦金額 1件 17,900千円

イ. ポスト新長期規制等融資（利子補給率 年0.5%（内1/3は全ト協助成））

推薦金額 10件 146,613千円

10. 表彰等推薦事業

(1) 香川県トラック協会長表彰（令和6年6月10日）

A第1種 42名 運転者対象で3年以上勤続・無事故

A第2種 58名 " 5年以上 "

A第3種 69名 " 10年以上 "

B第1種 9名 運転者を除く従業員対象で10年以上勤務し成績優秀

B第2種 4名 " 20年以上 "

(2) 四国運輸局長表彰（令和6年11月20日）

事業功労 1名

永年勤続 4名

安全性優良事業所 7事業所

(3) 香川運輸支局長表彰（令和6年9月11日）

安全性優良事業所 10事業所

(4) 全ト協表彰「優秀運転者顕章」（令和6年12月5日）

金十字章 11名 20年以上無事故無違反

銀十字章 37名 10年以上無事故無違反

(5) 全ト協表彰規程に基づく表彰（令和7年3月6日）

感謝状 1名

(6) 「正しい運転・明るい輸送運動」に係る表彰（令和7年3月6日）

従業員 2名

事業所 1事業所

11. 業種別専門部会業務

(1) 業種別専門部会等（青年協議会・特別積合部会・重量部会・ダンプ部会・セメント部会・引越部会・タンクトラック部会・女性部会）の支援に努めた。

令和6年度正味財産増減計算書(総括表)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	一般会計	交付金会計	研修施設会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特 定 資 産 運 用 益	3,389	1,617,482	1,334	0	1,622,205
受 取 会 費	62,118,920	0	0	0	62,118,920
受 取 補 助 金 等	649,111	216,463,314	0	0	217,112,425
受 取 負 担 金	10,850,696	0	0	0	10,850,696
事 業 収 益	0	0	18,977,165	0	18,977,165
雑 収 益	2,093,423	23,313	247,985	0	2,364,721
他会計からの繰入額	0	515,570	0	△ 515,570	0
経 常 収 益 合 計	75,715,539	218,619,679	19,226,484	△ 515,570	313,046,132
(2) 経常費用					
事 業 費	26,159,442	174,337,424	21,376,509	0	221,873,375
管 理 費	43,533,342	0	0	0	43,533,342
中 央 事 業 出 捐 金	0	46,773,000	0	0	46,773,000
雑 損	6,230	0	0	0	6,230
他会計への繰入額	515,570	0	0	△ 515,570	0
経 常 費 用 合 計	70,214,584	221,110,424	21,376,509	△ 515,570	312,185,947
当 期 経 常 増 減 額	5,500,955	△ 2,490,745	△ 2,150,025	0	860,185
2. 経常増減の部					
(1) 経常外収益					
経 常 外 収 益 合 計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
固 定 資 産 除 却 損	0	0	0	0	0
経 常 外 費 用 合 計	0	0	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,500,955	△ 2,490,745	△ 2,150,025	0	860,185
一般正味財産期首残高	114,207,021	1,528,631,132	△ 117,542,335	0	1,525,295,818
一般正味財産期末残高	119,707,976	1,526,140,387	△ 119,692,360	0	1,526,156,003
II 正味財産期末残高	119,707,976	1,526,140,387	△ 119,692,360	0	1,526,156,003

貸 借 対 照 表(総括表)

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	交付金会計	研修施設会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現 金 預 金	22,110,115	0	537,794	0	22,647,909
貯 蔵 品	0	0	253,421	0	253,421
立 替 金	4,045	0	0	0	4,045
仮 払 金	2,000,000	0	0	0	2,000,000
流動資産合計	24,114,160	0	791,215	0	24,905,375
2. 固定資産					
(1) 特定資産					
車 両 購 入 積 立 資 産	1,261,990	0	0	0	1,261,990
研修施設整備積立資産	53,000,000	0	0	0	53,000,000
緊急対策基金積立資産	15,970,074	0	0	0	15,970,074
近代化基金積立資産	0	645,452,867	0	0	645,452,867
災害対策基金積立資産	0	57,000,000	0	0	57,000,000
修 繕 引 当 資 産	0	0	73,700,000	0	73,700,000
退 職 給 付 引 当 資 産	4,828,589	2,661,041	500,000	0	7,989,630
特定資産合計	75,060,653	705,113,908	74,200,000	0	854,374,561
(2) その他固定資産					
土 地	14,011,571	396,054,543	0	0	410,066,114
建 物	0	223,068,411	352,989	0	223,421,400
建 物 附 属 設 備	4,410,908	1,303,271	6,921,040	0	12,635,219
構 築 物	1,941,667	467,465	298,719	0	2,707,851
車 両 運 搬 具	4,000,431	0	0	0	4,000,431
器 具 ・ 備 品	561,162	3,490,093	1,796,064	0	5,847,319
電 話 加 入 権	319,000	76,440	0	0	395,440
投 資 有 価 証 券	250,000	0	0	0	250,000
減 価 償 却 振 替 額	1,461,227	200,900,397	0	△ 202,361,624	0
その他固定資産合計	26,955,966	825,360,620	9,368,812	△ 202,361,624	659,323,774
固定資産合計	102,016,619	1,530,474,528	83,568,812	△ 202,361,624	1,513,698,335
資 産 合 計	126,130,779	1,530,474,528	84,360,027	△ 202,361,624	1,538,603,710
II 負債の部					
1. 流動負債					
未 払 金	1,980	0	959,723	0	961,703
預 り 金	992,234	0	1,540	0	993,774
賞 与 引 当 金	600,000	1,673,100	229,500	0	2,502,600
流動負債合計	1,594,214	1,673,100	1,190,763	0	4,458,077
2. 固定負債					
退 職 給 付 引 当 金	4,828,589	2,661,041	500,000	0	7,989,630
減 価 償 却 振 替 額	0	0	202,361,624	△ 200,900,397	1,461,227
固定負債合計	4,828,589	2,661,041	202,861,624	△ 200,900,397	9,450,857
負 債 合 計	6,422,803	4,334,141	204,052,387	△ 200,900,397	13,908,934
III 正味財産の部					
1. 一般正味財産	119,707,976	1,526,140,387	△ 119,692,360	0	1,526,156,003
一般正味財産合計	119,707,976	1,526,140,387	△ 119,692,360	0	1,526,156,003
負債及び正味財産合計	126,130,779	1,530,474,528	84,360,027	△ 200,900,397	1,540,064,937

令和7年6月30日

香川県知事

池田 豊人 殿

法人の名称

一般社団法人香川県トラック協会

代表者の氏名

楠木 寿嗣

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり 令和 6 年度（ 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

【別紙1:法人の基本情報】

法人コード	A020335
-------	---------

1. 基本情報

フリガナ	イッパンシャダンハウジンカガワケントラックキョウカイ				
法人の名称	一般社団法人香川県トラック協会				
主たる事務所の住所及び連絡先					
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等		補足住所
	760-0066	香川県	高松市福岡町3丁目2番3号		
代表電話番号	087-851-6381		内線		FAX番号 087-821-4974
代表電子メールアドレス					
ホームページの有無	有				
ホームページアドレス	http://www.kagawa-truck.jp/				
代表者の氏名	楠木 寿嗣				
事業年度	4 月	1 日～	3 月	31 日	
事業の概要	物流の大半を担い、国民生活・産業活動を支える貨物自動車運送事業を振興するため、輸送の安全確保、環境保全、地球温暖化対策等のため、指導、啓発、講習会の開催、支援などの事業を行っている。				

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 令和 6 年度(令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	1,391,071,731 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	231,893,042 円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	225,596,249 円
②当該事業年度の公益目的支出の額	224,916,472 円
③当該事業年度の実施事業収入の額	218,619,679 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	1,159,178,689 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 ^注	
継続事業1及び継続事業2の事業の実施状況について、公益目的支出計画全体の実施に影響は及ぼさないと考える。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	令和109年3月31日
	②. ①より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円
公益目的収支差額	135,228,082 円	225,596,249 円	147,521,544 円	231,893,042 円	159,815,006 円
公益目的支出の額	243,752,451 円	235,937,303 円	243,752,451 円	224,916,472 円	243,752,451 円
実施事業収入の額	231,458,989 円	223,052,575 円	231,458,989 円	218,619,679 円	231,458,989 円
公益目的財産残額	1,255,843,649 円	1,165,475,482 円	1,243,550,187 円	1,159,178,689 円	1,231,256,725 円

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

監 査 報 告

令和7年4月15日

一般社団法人 香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣 殿

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

（3）公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

監事	岩 部 達 雄	
監事	倉 山 昌 典	
監事	森 本 成 人	